

大阪広域環境施設組合条例第6号

大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(懲戒の効果)	(懲戒の効果)
第24条 [略]	第24条 [同左]
2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、 <u>その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u> （法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、 <u>当該日の属する月</u> における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。この場合において、 <u>職員の給与に関する条例附則第3項及び第5項から第7項までの規定により給料の月額が改定されたことにより、その減ずる額がこれらの規定により改定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えることとなつたときは、当該額を減じて行うものとする。</u>	2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、 <u>給料月額及び地域手当の月額の合計額</u> （法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、 <u>その月</u> における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。
[3・4 略]	[3・4 同左]
(降任、免職、 <u>休職等</u> の手続)	(降任、免職 <u>又は</u> 休職の手続)
第32条 [略]	第32条 [同左]
[2・3 略]	[2・3 同左]
<u>4 前項の規定にかかわらず、職員の意に反</u>	[新設]

する降任の処分のうち法第28条の2第1項
本文の規定による他の職への降任の処分
は、その旨を管理者の定めるところにより
当該職員に通知して行わなければならな
い。

5 次の各号に掲げる規定による降給の処分

は、当該降給の処分により職員の給料の月
額が改定される旨を、管理者の定めるところにより当該職員に通知して行わなければ
ならない。

(1) 職員の給与に関する条例附則第3項及び第5項から第7項まで

(2) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）附則第3条

別表（第23条関係）

項目番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[略]		
25	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、 <u>保有個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報又は大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する条例（平成27年条例第9号）第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を流出さ </u>	[略]

[新設]

別表（第23条関係）

項目番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[略]		
25	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、 <u>保有個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報又は大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する条例（平成27年条例第9号）第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を流出さ </u>	[同左]

	<p><u>護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）</u> <u>第2条第2項第3号に規定する組合議会保有個人情報をいう。</u> 以下同じ。）を流出させ、公務の運営に支障を生じさせること</p>		<p>せ、公務の運営に支障を生じさせること</p>	
26	<p>保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用すること</p>	[略]	<p>保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用すること</p>	[同左]
[略]				[同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。